

第7回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成20年2月27日（水）9：30～：9：55

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事，和田理事，中村理事

陪 席：土橋監事，奥田副学長，山本事務局長

欠席者：池田監事（陪 席）

議事に先立ち，学長より，議題2として，「国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について」を追加する旨発言があり，併せて，1月28日（月）開催の第6回役員会議事要旨の確認を行った。

議題1 国立大学法人小樽商科大学職員宿舍規程の一部改正について

（審議資料1）

学長より，本件については，平成19年度年度計画において，職員宿舍の効率的運用の観点から，貸与基準を緩和し，入居対象者の範囲を職員以外に拡大することとしており，本学非常勤職員就業規則第2条に規定する期間雇用（フルタイム）職員を入居対象とするため，職員宿舍規程について所要の改正を行う旨発言があった。

次いで，改正内容について，審議資料1に基づき，財務課長から以下のとおり，説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

承認後，学長より，本件については，経営協議会に付議する旨発言があった。

【財務課長：説明要旨】

- ・ 宿舍の貸与基準緩和し，期間雇用職員についても，入居対象者とするための改正である。
- ・ 宿舍の収入は，一昨年750万円，昨年約680万円で，約70万円の収入減という状況である。
- ・ 宿舍貸与基準を緩和することで，少しでも，収入増加を図りたい。
- ・ 本規程の改正に伴い，入居対象者は8名増加する。
- ・ 第9条の改正については，過去の条ずれに対する改正である。
- ・ 過半数代表者に3月4日（火）説明後，経営協議会にも付議する。

（追加）議題2 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程の一部改正について

（審議資料2）

【学 長】

学長より，本件については，入試手当の手当額の改定について，審議願う旨発言があった。

次いで，改正内容について，審議資料2に基づき，事務局（総務課長）から説明後，審

議に移り、審議の結果、承認された。

承認後、学長より本学の職員の給与の支給基準に関することであるため、3月18日(火)開催の経営協議会に付議し、承認された場合、改めて、本会議において審議願う旨発言があった。

【総務課長：説明要旨】

- ・商学部（一般選抜前期日程）の採点業務のチェック体制強化に伴う業務量増加を考慮し、商学部（一般選抜前期日程）の採点委員について、一律3,000円の手当額を上乗せするため、改正を行うものである。
- ・平成20年4月1日を施行日としたのは、施行日までに、更に本規程の改正が必要であることから、所手続き等をまとめる意味で、4月1日を施行日とした。
- ・平成20年2月5日の適用日については、本年度の採点委員の委嘱日とした。入試手当は、入試採点以外の採点等に関する打合せ等を含む一連の業務に対する手当であることから、委嘱日をもって、適用日とした。

報告事項1 役員の退職手当の業績換算率について

（報告資料1（参考資料））

学長より、本件については、本年3月31日をもって、任期満了で退職する学長の退職手当に関することである旨発言があった。

次いで、役員の退職手当の計算方法等について、報告資料1（参考資料）に基づき総務課長から以下のとおり、説明があった。

説明後、学長より、役員の退職手当の業績換算率については、退職手当額の決定方法の透明性の確保の観点から、支給手続きにおいて、各法人の経営協議会に諮った上で支給額を決定するなど、法人内において対外的に説明が可能なルールを整備することが求められている。

また、業績換算率は、1.0を基本とすることとされており、1.0を超える場合などには、通常の業績との差を明確に説明し、その理由を公表することとなっている。

そこで、本件については、役員退職手当規程第2条第2項の規定により、業績換算率は、0.0から2.0の範囲内で学長が決定することとされているが、総務課長からの説明事項を踏まえ、3月18日開催の経営協議会に付議し、決定することとしたい旨報告があった。

【総務課長：説明要旨】

- ・役員退職手当第2条第1項において、「退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に1,000分の125の割合を乗じて得た金額に次項に定める率（以下「業績換算率」という。）を乗じて得た額とする。」こととなっている。
- ・また、同条第2項において、「業績換算率は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う

業績評価の結果を参考にして、0.0から2.0の範囲内で学長が決定する。」ものとされている。

・「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」によると、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。」こととされている。

・また、「国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会（第3回）議事要旨」によると「期末特別手当等について、増額又は減額の範囲を削除したものについては、上限なく増額等が行われるとも考えられ、支給手続きにおいて、例えば各法人の経営協議会に諮った上で支給額を決定することを明記するなど、法人内において対外的に説明が可能なルールを整備することが望ましい。」とされている。

終了後、学長より、次回の役員会については、事前に通知したとおり、3月18日（火）経営協議会（14：00～）後に開催する旨発言があった。